

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第7回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

けんちゃんの参考判例

(最判 H9. 9. 9)

事案

衆議院の委員会で国会議員の質問によって名誉を棄損された病院長がその後自殺したため、その妻がその国会議員に対して民法の不法行為に基づく損害賠償請求、国に対して国家賠償法に基づき損害賠償請求をした

判旨

(1) 国会議員に対して

国会議員として職務上なされたことが明らかであるから、仮に違法であるとしても国会議員個人は責任を負わない

(2) 国に対して

国の損害賠償責任が肯定されるためには、その国会議員が①職務と無関係に違法または不当な目的をもって事実を適示した場合、②あえて虚偽の事実を適示して国民の名誉を棄損した場合など、国会議員に付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認められる特別の事情を必要とする

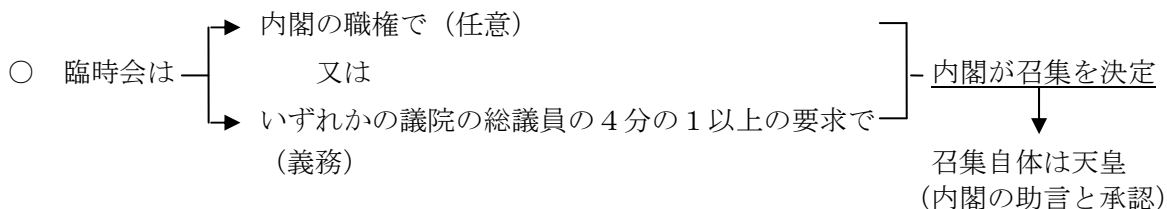
3 国会の活動

1. 会期

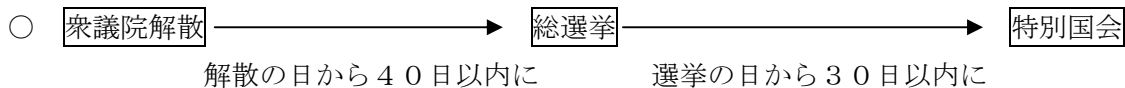
○ 原則：会期不継続の原則

例外：常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もなお、これを審査することができる。(継続審議という) (国会法 47 条②)

〈5 3 条〉



〈5 4 条①〉



○ 特別国会は、内閣が衆議院の解散権を行使し総選挙が行われた時に開かれるもので、衆議院の任期満了に伴う総選挙には開かれない。

衆議院の任期満了に伴う総選挙後に開かれるのは臨時国会

○ 特別国会に関して、参議院には定めなし

○ 衆議院議員全員が職を失う時には 2 種類ある

i 内閣が衆議院を解散させた時

ii 衆議院議員の任期満了 (4 年：4 5 条)

2. 緊急集会

〈54条②〉

- 原則：同時活動の原則
例外：参議院の緊急集会
- 緊急集会を開く権能あるのは、内閣のみ（議員からは求められない）
- 緊急集会で審議される内容は「緊急の必要のある案件」である。
よって、緊急の必要さえあれば「予算」「法律」に関しても審議・議決はできる。

〈54条③〉

- 「同意がない場合に効力を失う」のであって
「同意を得た時に効力が発生する」のではない
- 効力を失うとは、「その時から将来に向かって効力を失う」のであり
「決定した日まで遡って効力を失う」のではない

けんちゃんの参考資料

【任期満了後の総選挙における緊急事態】

衆議院議員の任期満了による総選挙の場合は、通常は任期満了前 30 日以内に行われるため（公職選挙法 31 条 1 項）、選挙期間中でも衆議院議員の身分を失わないので、緊急集会の問題は生じない。しかし、任期満了前の選挙期間が国会閉会後から 24 日取れない場合は、例外的に国会閉会の日から 24 日以後 30 日以内とした上で衆議院議員の任期満了後に総選挙が行われる可能性もある（公職選挙法 31 条 2 項）。そのため、解散後の総選挙の場合と同様に衆議院議員が存在しない。しかし、憲法 54 条は、緊急集会を衆議院が解散された場合としていることから、任期満了後から衆議院議員が選出されるまでの間に衆議院議員が存在しない状況において国に緊急の必要がある事態が発生しても、緊急集会を開くことができないとされる。ただし明確に緊急集会を禁止する規定が存在するわけではない。

（公職選挙法 31 条）

- 1 衆議院議員の任期満了に関する総選挙は、議員の任期が終る日の前 30 日以内に行う。
- 2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から 23 日以内にかかる場合においては、その総選挙は、国会閉会の日から 24 日以後 30 日以内に行う。
- 3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から 40 日以内に行う。
- 4 総選挙の期日は、少なくとも 12 日前に公示しなければならない。
- 5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に関する総選挙の公示は、その効力を失う。

3. 会議の原則

(1) 定足数と表決数

けんちゃんのまとめ

〈会議の原則〉

| | |
|-----|---|
| 定足数 | 議事・議決の定足数は総議員の3分に1以上 |
| 表決数 | 原則：出席議員の過半数 ※可否同数の時は議長が決する 例外：① 出席議員の3分の2以上 (1) 議員の資格争訟の裁判で議員の議席を失わせる場合 (2) 秘密会を開く場合 (3) 議員を除名する場合 (4) 法律案を衆議院で再可決する場合 ② 総議員の3分の2以上 (1) 憲法改正の発議 |

(2) 公開

〈57条①〉

- 会議は、原則：公開
例外：出席議員の3分の2以上の議決した時は秘密会

〈57条②〉

- 会議録は

| | | 記録の保存 | 記録の公表 | 記録の頒布 |
|-------|------------------|-------|-------|-------|
| 通常の会議 | | ○ | ○ | ○ |
| 秘密会 | 通常の記録 | ○ | ○ | ○ |
| | 特に秘密を要すると認められるもの | ○ | × | × |

4 国会と議院の権能

1. 国会の権能



(5) 弾劾裁判所の設置

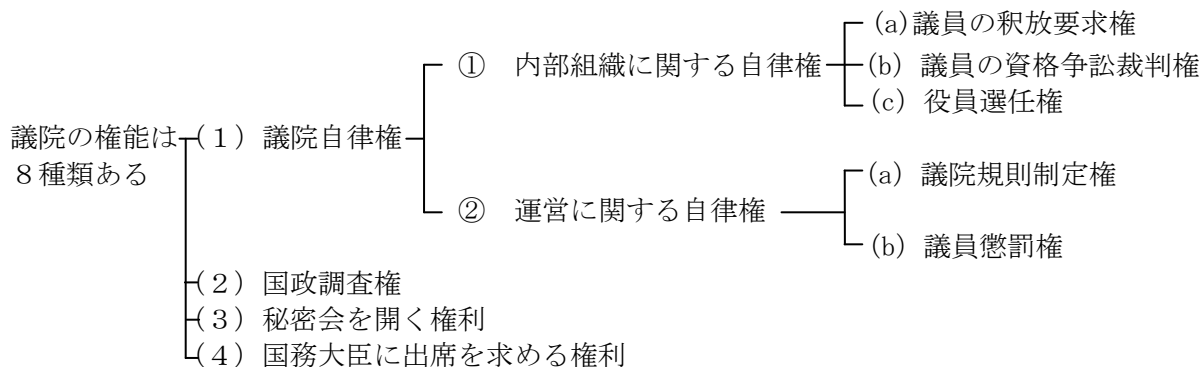
〈64条①〉

- 弾劾裁判所は終審としての裁判ができ、設置は国会の権能
(行政機関・司法機関が行う事できない)
- ↓
- 弾劾裁判所の判断が最終。の意

〈64条②〉

- 主な裁判官弾劾法
 - i 弾劾裁判の対象は裁判官のみ
 - ii 弾劾裁判所は両議院の議員各々7人ずつで組織する
 - iii 弾劾裁判所で罷免された裁判官はその判決に関して司法裁判所には出訴できない

2. 議院の権能



(1) 議院自律権

〈55条〉

- 資格争訟の裁判とは、当選した議員が、法定の被選挙権（プリント P48）を有しているか、兼職を禁じられた公職に就いていないかどうかについてする裁判の事を言います。
 実際には選挙の際に審査されるため、このような事態はほとんどないです。
 （資格訴訟とは書かない事に注意してびょん）
- この裁判に不服があってもその議員は裁判所に出訴できない。

〈58条①〉

- その他の役員とは、副議長・仮議長・常任委員長・事務総長を言う（国会法16条）

〈58条②〉

- 懲罰とは、戒告・陳謝・登院停止・除名の4種を言う

(2) 国政調査権

〈62条〉

- 国政調査権の行使方法は、
 - i 証人の出頭と証言の要求（証人喚問）
 - ii 記録の提出の要求
 - iii 議員の派遣（国会法103条）
- 犯罪捜査で利用される強制手段は認められていない（例：捜索・押収・逮捕）
- 明治憲法には国政調査権制度はなかった

けんちゃんのまとめ

〈議院の権能〉

| 衆参両院が有している権能 | | 衆議院のみが有している権能 | 参議院のみが有している権能 |
|---|--|--|---------------|
| (1) 議院の自律権 | | | |
| ① 内部組織に関する自律権 | ② 運営に関する自律権 | | |
| (a) 会期前に逮捕された議員の釈放要求権 (b) 議員の資格争訟の裁判権 (c) 役員選任権 | (a) 議院規則制定権 (b) 議員懲罰権 | | |
| | (2) 国政調査権 (3) 秘密会を開く権利 (4) 国务大臣の出席を求める権利 | ① 法律案の再議決権 ② 予算の先議 ③ 内閣不信任案の可決権又は内閣信任案の否決権 | ① 緊急集会での議決権 |

第4章 内閣

1 行政権の意義

〈65条〉

- 条文に「すべて」と、ないことから 全ての行政権が内閣にあるわけではない。
(76条と比較)
憲法が認める内閣以外の行政権として「会計検査院」がある(90条)
また、独立行政委員会もある。

3 内閣の組織

〈66条①〉

- 内閣は、総理大臣と14人以内の国务大臣(特別の必要ある時は17人以内)により組織され、一体となって行動する。



内閣は閣議に基づいて職権を行使する。閣議の意思決定方法は全員一致による(内閣法4条)

- 国务大臣は内閣の下に設置される 1府12省庁の主任の大臣として行政事務を担当する。
(国务大臣の中には行政事務を担当しない無任所大臣も認められている)



広義には各省大臣以外の大臣を指し、[内閣官房長官](#)、[国家公安委員会](#)委員長、内閣府[特命担当大臣](#)も含まれるが、狭義ではこれらを除いた、どの行政機関をも管掌しない大臣を指す。



【1府12省庁】

府(1): [内閣府](#)

省(11): [総務省](#)、[法務省](#)、[外務省](#)、[財務省](#)、[文部科学省](#)、[厚生労働省](#)、[農林水産省](#)、[経済産業省](#)、[国土交通省](#)、[環境省](#)、[防衛省](#)

委員会(1): [国家公安委員会](#)

(注) 国家公安委員会は[警察庁](#)を管理するため庁と数える。

2. 国务大臣

〈68条①②〉

- 内閣総理大臣の指名権は国会にある(67条)
国务大臣の任命・罷免権は内閣総理大臣にある

3. 総辞職

(2) 内閣総理大臣が欠けた場合、新国会が召集された場合

〈70条〉

- 総理大臣が欠けた時とは、
死亡・辞職・資格争訟の裁判で国会議員の地位を失った時（55条）
(総理大臣は国会議員でないとダメだからだぴょん)
- 内閣総理大臣が欠けたときは、予め指定する国务大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行う
(内閣法9条)
- 内閣が総辞職しないかん時
 - i 衆議院で不信任の決議案が可決、又は信任の決議案が否決された時で10日以内に衆議院が解散されない時（69条）
 - ii 総理大臣が欠けた時（70条）
 - iii 衆議院議員選挙の後に初めて国会が召集された時（70条）
- 国务大臣の過半数は国会議員でなくてはならないので（68条①）国务大臣の過半数が国会議員でなくなった時は内閣は総辞職しなければいけない事になるが、実務的には、総理大臣が国务大臣の任免権を行使して（68条②）国务大臣の過半数が国会議員であるようにすれば良い。
と解されている。

けんちゃんの参考資料

- 総理大臣が「国会議員の地位を失う時」には、
- i 資格争訟の裁判（55条）
 - ii 議員の任期満了（45条）（46条）
 - iii 衆議院の解散（69条）

の3種類がありますが、内閣が総辞職しなくてはいけない場合とは、**iの資格争訟の裁判により総理大臣が国会議員の地位を失う時**です。

総理大臣が、iiの議員の任期満了やiiiの衆議院の解散により、国会議員の地位を失う時は、**内閣は即総辞職する必要はありません**。

なぜならばこの場合には、内閣は職務を継続し選挙後に行われる国会において、新しい総理大臣が指名された時に総辞職するからです。

4 内閣と内閣総理大臣の権能

内閣の権能と内閣総理大臣の権能を区別して覚えるのが大事なのさ。ああこりゃこりゃ

1. 内閣の権能

- 内閣の権能のまとめ
 - ① 法律を誠実に執行し、国務を総理する事 (73 条 1 号)
 - ② 外交関係を処理する事 (73 条 2 号)
 - ③ 条約を締結する事 (73 条 3 号)
 - ④ 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理する事 (73 条 4 号)
 - ⑤ 予算を作成して国会に提出する事 (73 条 5 号)
 - ⑥ この憲法及び法律の規定を実施する為に、政令を制定する事 (73 条 6 号)
 - ⑦ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定する事 (73 条 7 号)
 - ⑧ 最高裁判所の長たる裁判官を指名する事 (6 条②)
 - ⑨ 国会の臨時会の招集を決定する事 (53 条)
 - ⑩ 参議院の緊急集会を求める事 (54 条②)
 - ⑪ 最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官及び下級裁判所の裁判官を任命する事 (79 条①80 条①)
 - ⑫ 予備費を支出する事 (87 条①)
 - ⑬ 決算を国会に提出する事 (90 条①)
 - ⑭ 国会及び国民に対して国の財政状況について報告する事 (91 条)
- 憲法には内閣の法律案提出権についての条文はないが、
内閣法 5 条に「総理大臣は内閣を代表して内閣の提出の法律案を国会に提出する」とあり、
内閣の法案提出権を認めている

2. 内閣総理大臣の権能

(2) 内閣の代表

〈72 条〉

- 内閣総理大臣の職務 (内閣の職務(73 条)と区別して覚えよう)
 - i 内閣を代表して議案を国会に提出
 - ii 一般国務及び外交関係について国会に報告
 - iii 行政各部を指揮監督する

(3) 法律・政令の署名および連署

〈74 条〉

- 法律案は両議院で可決した時又は衆議院で再可決した時に法律となり (59 条①②)
主任の国務大臣が署名し総理大臣が連署する事で執行の責任を明らかにして (74 条) 法律の
公布は内閣の助言と承認に基づき天皇がする (7 条①)
- 署名と連署は各々の義務であり、拒否はできない
- 署名と連署がなくても、法律・政令の効力には影響しない

〈75 条〉

- まとめると・・・国務大臣の任命・罷免権は総理大臣にあり (68 条)、
国務大臣を訴追するには総理大臣の同意必要

けんちゃんのまとめ

【内閣総理大臣についてまとめると・・・】

| | |
|----|--|
| 指名 | 国会議員の中から国会が指名する (67 条①) ※この指名は他の全ての案件に先だって行われる |
| 任命 | 天皇が任命する (6 条①) |
| 資格 | ① 国会議員でなければならない (67 条①) ② 文民でなければならない (66 条②) |
| 権能 | ① 国务大臣の任命・罷免 (68 条) ② 議案の国会への提出 (72 条) ③ 一般国务及び外交関係についての国会への報告 (72 条) ④ 行政各部への指揮監督 (72 条) ⑤ 法律・政令への連署 (74 条) ⑥ 国务大臣の在任中の訴追に対する同意 (75 条) |